

法人番号で



わかる。



つながる。



ひろがる。

# 法人番号の利活用

法人番号の利活用方法のご紹介

## How to Use

## Japan Corporate Number

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

個人番号や法人番号は、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されています。

法人番号は、マイナンバーとは異なり、利用範囲の制約がなく、どなたでも自由にご利用いただくことができます。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

※「Japan Corporate Number」（略称は「JCN」）は法人番号の英文表記です。



国税庁（法人番号 7000012050002）

# 法人番号の概要 ～法人番号の指定・通知・公表～

## 1 法人番号（13桁）の指定

### ○ 指定対象

①設立登記法人<sup>(※)</sup>、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体が対象となります。

①～④に該当しない場合であっても、一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

※ 株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等、法令の規定により設立の登記を行った法人をいいます。

### ○ 指定の単位

1法人に対し1番号のみ指定されます。

法人の支店、事業所等、個人事業者や民法上の組合等には、法人番号は指定されません。

## 2 法人番号の通知（書面）

### ○ 送付先

通知書は、設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する届出書を提出している団体については、当該届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地へ送付します。

※ 国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>）において、通知書の内容確認や、確認した画面の印刷ができますので、こちらをご利用ください。

## 3 法人番号の公表（国税庁法人番号公表サイト）

### ○ 公表方法

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトにおいて公表するものであり、どなたでも自由にご利用いただくことが可能です。

### ○ 公表する事項

法人番号の指定を受けた団体の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）を、通知したのから順次公表します。

法人番号の指定を受けた後に商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表します。

## 参考 法人番号の併記について

平成28年1月以降に、行政機関が法人情報をWebページ等で公開する際には、法人番号を併記することとなりました。

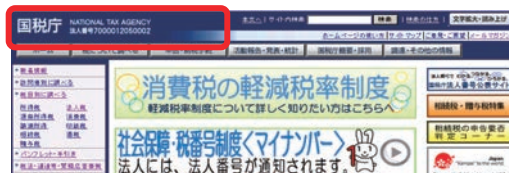
法人番号による情報の検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高めることを目的としており、具体的には、調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人などに関する情報に法人情報を含む場合には、法人番号を併記することとなります。

### （法人番号の併記の例）

例1 法人名が記載されている表に、法人番号を記載する列を追加

No.	団体名	法人番号	所在地
1	財務省	法人番号 8000012050001	東京都千代田区…
2	国税庁	法人番号 7000012050002	東京都千代田区…
：	…	法人番号	…

例2 国税庁ホームページのトップ画面に、国税庁の法人番号を記載



# 法人番号の調べ方のご紹介—【国税庁法人番号公表サイト】—

- 国税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) (※) の使い方をご紹介します。国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報（商号又は名称・所在地・法人番号）を調べることができます。

ただし、Microsoft Internet Explorer (IE) 8.0 以前のバージョンの場合、検索・閲覧機能は稼働しませんので、IE9.0 以上又は他のブラウザ、端末等をご利用ください。

※ QR コード対応の携帯電話をお使いの方は、こちらからアクセスしてください。



## 1 法人番号で検索

- ① **法人番号を入力**して、情報（商号又は名称、所在地）を調べることができます。
- ② **まとめて10社**分の法人番号を入力することができます。

## 2 法人の商号及び所在地で検索

- ③ 商号又は名称を入力する際は、**「株式会社（カブシキガイシャ）」などの文字を除いて入力**してください。
- ④ 郵便番号を入力した場合は、「都道府県」等の住所の選択を省略できます。
- ⑤ 所在地を入力する際は、**都道府県や市区町村まで入力するだけで**絞り込み検索ができます。
- ⑥ その他の検索条件を設定します。
  - **法人の種別を選択**できます。
  - 公表以後の変更履歴を検索対象とするか選択できます。
  - 登記記録の閉鎖等が生じた法人を検索対象とするか選択できます。
  - 追加・変更等が発生した情報を対象として、変更年月日の範囲を選択し、絞り込み検索をすることができます。また、**法人番号指定日の範囲を選択**し、絞り込み検索をすることもできます。
- ⑦ 表示順序を選択できます。

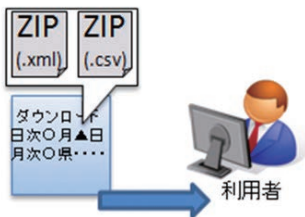


# 法人等の基本3情報のデータ提供について

国税庁法人番号公表サイトでは、利用者の皆様が、法人番号を利活用しやすいように、前ページでご紹介した検索機能のほか、以下のような方法で法人等の基本3情報を無償で提供しています。

より多くの皆様にご利用いただけるよう、以下の提供するデータ形式はCSV及びXML形式の2種類、文字コードは「Shift-JIS（JIS 第一・第二水準）」と「Unicode（JIS 第一～第四水準）」の2種類に対応しています。

## 1 ダウンロード機能



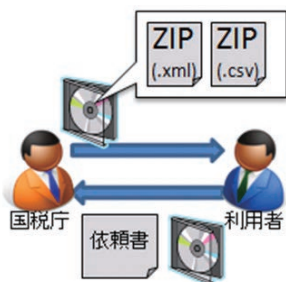
### ○全件データダウンロード

国税庁法人番号公表サイトで公表されるすべての法人の月末時点の最新情報（全件データ）を、全国（都道府県別）及び国外の単位に分けて月次で提供します。

### ○差分データダウンロード

新規に法人番号を指定した団体の情報のほか、名称・所在地の変更や、登記の閉鎖といった日々の変更情報（差分データ）を、全国及び国外のデータを一括りにして日次で提供します。

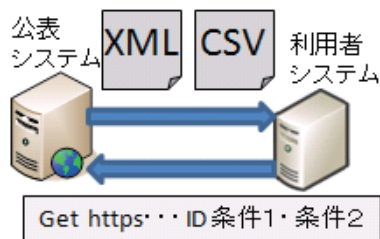
## 2 情報記録媒体（DVD）によるデータ提供



国税庁法人番号公表サイトで公表されるすべての法人の月末時点の最新情報（全件データ）を、情報記録媒体（DVD）に記録し提供しています。

情報記録媒体によるデータ提供を利用される場合は、事前にデータを記録するためのDVD-R(又はDVD+R)、データ提供依頼書(※)及び返信用封筒（切手貼付済）を国税庁法人番号管理室に郵送等で提出していただく必要があります。

## 3 Web-API



インターネットを經由して、簡単な条件を指定してリクエストを送信することで、指定した条件に合致する法人等に係る基本3情報や、指定した期間及び地域で抽出した法人等の更新情報を取得することができる、Web-API（システム間連携インタフェース）を提供しています。

Web-API を利用される場合は、事前に法人番号公表サイトの入カフォーム又は書面（※）によりアプリケーションIDの発行届出をしていただく必要があります。

※「アプリケーションID 発行届出書兼情報記録媒体による提供依頼書」

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/documents/application-id-k.pdf>

## 参考 法人番号をひも付けたい法人が多数ある場合はどうすればいい？

法人番号をひも付けようとする法人が多数ある場合、法人番号公表サイトで1件ずつ法人番号をひも付けると、膨大な作業を要することとなります。法人番号を効率的にひも付けする方法の一つとして、経済産業省において法人番号付与ツールが公開されています。

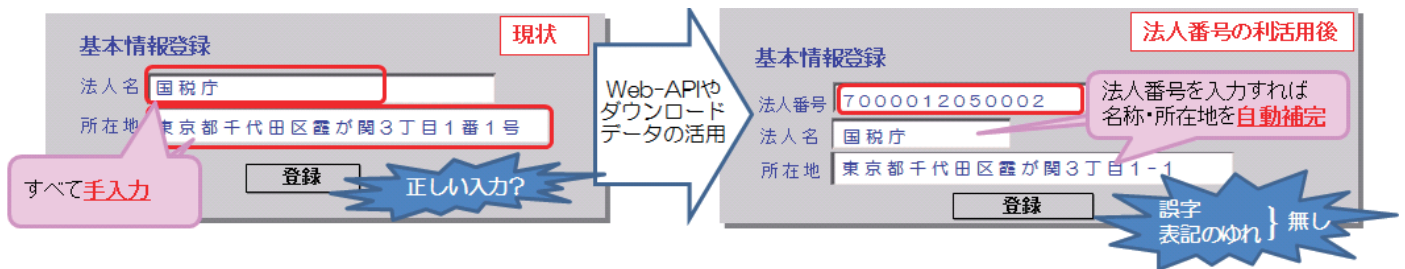
法人番号付与ツールの入手方法、使用許諾等の詳細については、経済産業省ウェブサイト「法人番号付与ツール」をご覧ください。

「法人番号付与ツール」（経済産業省）

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/my\\_number/houjinbangou\\_tool.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/my_number/houjinbangou_tool.html)

# 法人番号の活用方法のご紹介【Web-API 等を用いた各種会計ソフトの有効活用】

## 1 取引先情報等の入力補助による効率化



ウェブサイトや業務システムで行う法人情報の入力補助機能として、法人番号を活用することができます。

### 【現状】

法人名及び所在地といった法人の基本情報をすべてキーボードから入力しています。この場合、誤入力や、表記のゆれにより、取得した情報を活用する際に問題が生じることがあります。

### 【法人番号の利活用後】

Web - API 又はダウンロードデータを活用することで、法人番号だけ入力すれば、法人番号公表サイトで公表している「法人名」「本店所在地」の情報を自動的に補完入力する機能を追加することができます。これにより、誤入力や表記のゆれによる問題が解消できるほか、入力作業の効率化にもなります。

## 2 売掛金管理等、会計業務の効率化・自動化

T社売掛金(売上台帳)			現状	T社売掛金(売上台帳)				法人番号の利活用後
日付	金額	取引先(所在地)		日付	金額	取引先(所在地)	法人番号	
28-1-4	50,000	A株(大阪府)	法人番号による取引先管理	28-1-4	50,000	A株(大阪府)	11111111111111	
28-1-4	55,000	B株(東京都)		28-1-11	45,000	A株大阪支店	11111111111111	
28-1-9	10,000	C株(山梨県)		28-3-31	30,000	A株京都営業所	11111111111111	
28-1-11	45,000	A株大阪支店		日付	金額	取引先(所在地)	法人番号	
28-1-30	32,300	B株(東京都)		28-1-4	55,000	B株(東京都)	22222222222222	
28-2-28	978,000	C株札幌出張所		28-1-30	32,300	B株(東京都)	22222222222222	
28-3-14	3,000	D株(福岡県)		日付	金額	取引先(所在地)	法人番号	
28-3-31	30,000	A株京都営業所		28-1-9	10,000	C株(山梨県)	33333333333333	
28-3-31	33,000	d株(福岡県)		28-2-28	978,000	C株札幌出張所	33333333333333	
				日付	金額	取引先(所在地)	法人番号	
			28-3-14	3,000	D株(福岡県)	44444444444444		
			28-3-31	33,000	d株(福岡県)	44444444444444		

各社売掛金(売上台帳)の管理を、法人番号付きで行うと、取引先ごとの集計が容易になります。

### 【現状】

売掛金(売上台帳)の管理を、取引発生日ごとに記載(入力)しています。

### 【法人番号の利活用後】

法人番号付きで売掛金(売上台帳)の管理を行うと、法人番号をキーに、取引先ごとの集計が容易になります。また、支店・出張所との取引であっても、本店と同一の法人番号であることから、取引先ごとの集計を確実に行うことができます。

# 国際的に利用可能な企業コードとしての法人番号

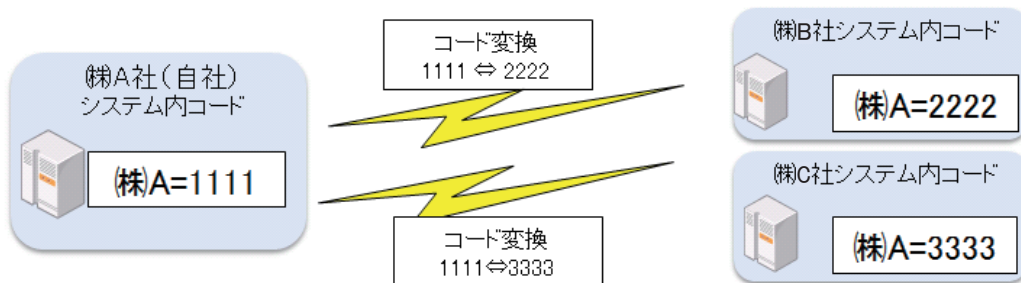
- 法人番号が国内のみならず、国際的な流通（電子商取引等）において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として国連及び国際標準化機構（ISO）に登録し、「発番機関コード」を取得しました。
- 各社各業界団体等で独自に運用している企業コードについて、法人番号を共通の企業コードとして活用すれば、企業情報の維持・管理（商号・所在地等の変更）コスト削減などの効果が期待されます。

## 1 電子商取引（EDI：Electronic Data Interchange）での活用例

電子商取引におけるデータ通信において、発信者や受信者を識別するコードとして活用する事例を紹介します。

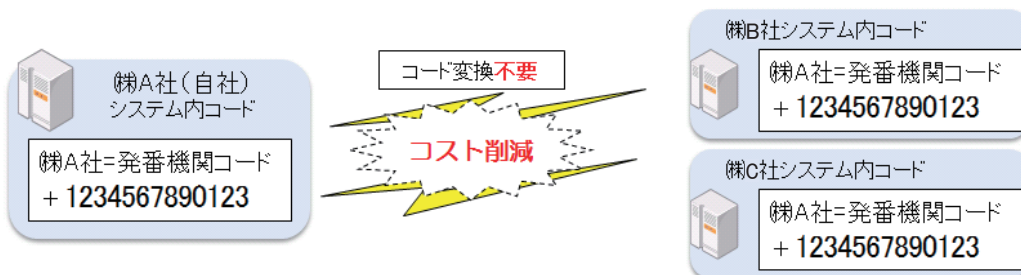
### 【現状】

企業間の共通な企業コードを使用していない場合、取引先に応じて、自社システム内の企業コードを相手システム内の企業コードに変換する必要がありました。



### 【法人番号を活用】

各企業が、発番機関コードに法人番号を付加したものを共通の企業コードとして活用することで、各企業システム間のコード変換作業が不要となり、全体のコスト削減を実現することができるようになります。



### その他法人番号を活用した際に期待される効果

- 企業コードの維持・管理（商号・所在地等の変更）コストの削減
- 法人番号は無償で指定・公表されるため、電子商取引の参入コストを削減

## 2 電子タグ（RFID：Radio Frequency Identification）の活用例（モノの識別）

電子タグについては、出荷品や在庫などに、カード型、ラベル型、ボタン型、スティック型など、様々な形状の電子タグを取り付けて無線で読み取ることで、在庫や場所を把握する技術が普及してきています。

この電子タグに統一された企業コードを記録することで、物流の効率化や、電子タグの普及にもつながることが期待されます。

# 行政機関における活用例① -女性の活躍推進企業データベース-

【厚生労働省にて運用実施】

厚生労働省において運用実施されている「女性の活躍推進企業データベース」についてご紹介します。

女性の活躍推進企業データベースとは (<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>)

- **企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約**したデータベースとして、平成28年2月29日に開設されました（内閣府の「女性の活躍『見える化』サイト」の情報を移管）。
- 情報公表の状況や内容が業種別に一覧でき、企業名、企業規模、所在地でも検索できます。
- 本サイト開設以降に登録する企業については、登録の際に法人番号を付けられるようになっています。それ以前に登録されたものについても、更新の都度、順次法人番号を付けるよう働きかけています。

## <検索のイメージ>

本サイトに掲載されるデータ

○公表している情報

①企業名

②法人番号（平成28年2月以降に登録するデータから）

③企業認定の有無

④採用した労働者に占める女性労働者の割合

⑤採用における男女別の競争倍率又は競争倍率の男女比

⑥労働者に占める女性労働者の割合

⑦男女別の平均継続勤務年数の差異又は男女別の採用10年後の継続雇用割合

⑧男女別の育児休業取得率

⑨一月当たりの労働者の平均残業時間

⑩年次有給休暇取得率

⑪係長級にある者に占める女性労働者の割合

⑫管理職に占める女性労働者の割合

⑬役員に占める女性の割合

⑭男女別の職種又は雇用形態の転換実態

⑮男女別の再雇用又は中途採用の実績

## <検索結果のイメージ>

企業名	法人番号	企業認定等	1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合【項目1(定額)】	(組合)25% (一般)100%
			2(1). 採用における男女別の競争倍率【項目2(1)定額】	
			2(2). 採用における競争倍率の男女比 (男性の倍率を1としたときの女性の倍率)【項目2(2)定額】	
			3. 労働者に占める女性労働者の割合	
			4(1). 男女の平均継続勤務年数の差異【項目4(1)定額】	
			4(2). 男女別の採用10年後の継続雇用割合【項目4(2)定額】	
			5. 男女別の育児休業取得率【項目5定額】	
			6(1). 一月当たりの労働者の平均残業時間【項目6(1)定額】	



# 行政機関における活用例② -統一資格審査申請・調達情報検索サイト-

【総務省にて運用実施】

総務省において運用実施されている「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」についてご紹介いたします。

○ 全省庁統一資格審査の申請や、各省庁の調達情報の検索を行うことができます。

平成 27 年 12 月 24 日から、統一資格審査項目に「法人番号」が追加されました。

これにより、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、「商号又は名称」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されるようになりました。

また、資格審査を経た事業者は、本サイトにおいて本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開されることとなります。

## 《郵便番号に関する注意点》

左記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、国税庁において、機械的に一般郵便番号を設定したものです。そのため、ビルや大口事業所に係る個別郵便番号には対応していません。

(ご参考)

～全省庁統一資格～

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）入札の参加資格（全省庁統一資格）です。本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与された場合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

## 社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問合せ


- ・内閣官房「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（無料）※ 間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。  
平日9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）※ 最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでご確認いただけます。

## 国税に関する社会保障・税番号<マイナンバー>制度（法人番号を含む）の最新情報

法人番号の最新情報や国税に係るマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

- ・特設サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問合せください。

国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161**（無料）平日8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）  
一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。（通話料金がかかります。）